

電気通信事業法等の一部を改正する法律案要綱

第一 電気通信事業法の一部改正関係

(第一条関係)

一 電気通信事業の登録について、当該登録を受けた者が設置する電気通信設備が第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備として新たに指定をされた場合、当該登録を受けた者（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。）がその特定関係法人以外の者と合併をする場合等においては、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなければ、その効力を失うものとする。

二 電気通信事業者は、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少くないもの等として総務大臣が指定する電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、書面を作成し、これを利用者に交付しなければならないこと等とする。

三 その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定する電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は

、二の書面を受領した日等から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができないこと等とすること。

四 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、利用者に対し、二の電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこととともに、二の電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととすること。

五 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととすること。

六 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認められるものとして総務大臣が指定する電気通信事業者に対して一

定の行為を禁止する規定を緩和すること。

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款について、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続箇所における技術的条件、総務省令で定める機能ごとの当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額等が適正かつ明確に定められていないときは、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができることとする。

八 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないこととする。

九 総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

十 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、确实かつ安定的な提供を確保する

必要があるものとして総務省令で定めるもの（以下「ドメイン名電気通信役務」という。）を提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこと等とすること。

十一 ドメイン名電気通信役務のうち、确实かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものを提供する電気通信事業者は、その会計を整理し、その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならないこと等とすること。

十二 その他規定の整備をすること。

第二 電波法の一部改正関係

（第二条関係）

一 本邦に入国する者が、電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を持ち込み、これを使用して総務省令で定める無線局を開設しようとする場合には、同法第四条第一項第三号の規定の適用について、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととすること。

二 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画に電気通信事業の登録に関する事項を記載させ、当該計画の認定の要件とするとともに、当該登録が取り消された場合等の当該認定の取消

しに関する規定を設けること。

三 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等に係る電気通信事業の登録が取り消された場合等の免許等の取消しに関する規定を設けること。

四 無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、無線通信の秩序の維持に資するための努力義務を設けるとともに、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改めるほか、当該勧告に従わずその旨を公表された後も措置を講じない者に対する命令の規定を設けること。

五 第一号包括免許人が、総務大臣の許可を受けて、電波法第百三条の五第一項の許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を運用することができることとする。

六 その他規定の整備をすること。

第三 放送法の一部改正関係

(第三条関係)

一 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、書面を作成し、これを国内受信者に交付しなければならないこと等とすること。

二 料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定する有料放送の役務の提供に関する契約を締結した国内受信者は、一の書面を受領した日等から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができること等とすること。

三 有料放送事業者又は媒介等業務受託者は、国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に関する契約に関する事項であつて、国内受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこととともに、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととすること。

四 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととすること。

五 その他規定の整備をすること。

第四 その他

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。